



== 第4期 ==
鶴田町 果樹産地構造改革計画



令和3年3月策定
鶴田町果樹産地協議会



はじめに ……1p

合意体制

I 構成	…2p
II 産地の範囲	…5p
III 対象農家	…5p
IV 進捗状況の確認	…5p

目標達成するための具体的戦略

I 果樹生産者について	
1 果樹生産農家の現状	…7p
2 担い手の明確化と育成・確保の将来方向	…8p
3 補助労働力の育成・確保	…8p
II 農地	
1 農地利用計画	…9p
2 生産基盤整備	…9p
III 生産目標	
1 生産量及び品種別目標	…10p
2 生産対策	…13p
IV 流通・販売戦略	
1 販売ルートの確保	…15p
2 輸出戦略	
3 加工品の開発・振興	…17p
4 消費者・実需者ニーズを的確に捉えた販売チャネルへの対応	…17p
5 販売目標	…18p
V 地産地消の推進	…19p

消費地から求められ、地元にも愛される産地に！

～販売額**35億円**を目指して！～

はじめに

鶴田町は青森県西部、津軽平野の中央に位置し、基幹産業は米と果樹が主体の農業です。果樹の中心であるりんごは果樹栽培面積の9割を超え、続いてぶどう、おうとう、ももの順となっています。

近年では、りんご単作による価格変動や自然災害のリスクを回避するため、ぶどう、おうとう、ももなどとの複合経営に取り組む農家も増加しております。中でもぶどうのスチューベン生産量は生産量・栽培面積ともに日本一を誇っており、当町産のスチューベンを「冬ぶどう・つるたスチューベン」として「G I（地理的表示保護制度）」を取得した強みを活用し、ブランド力や生産者の所得向上を図っていきます。

また、鶴田町果樹産地協議会では鶴田町と連携し、基幹作物の作業を妨げない新たな振興果樹を提案・支援しており、いっそうの農家所得向上に努めています。

一方、食の安全・安心や高品質に加え、外部化・簡便化など、消費者・実需者のニーズは多様化し、販売ルートも多様化しております。さらに、少子高齢化による人口減少に加え、栽培面積の減少、苗木の生産・供給体制のぜい弱化、温暖化による気象災害リスクの高まりなど、様々な環境変化に対応できる生産基盤体制の強化が求められています。また、産地における高齢化の進行、担い手や補助労働力の不足は、高品質なりんごや特産果樹の生産を継続していく上で大きな課題であり、その対応が急務となっています。

そのため、このような状況を打開し、鶴田町の果樹農業を維持・発展していくため、生産者及び関係機関が一体となり、安心して安全な顔の見える農産物を安定的に供給できる産地を形成し、消費地・地元双方に愛される産地を目指します。



令和3年3月 鶴田町果樹産地協議会

合意体制

I 構成

合意形成を図るために、平成18年8月30日に「鶴田町果樹産地協議会」を設置しました。その後、令和3年3月に前計画の点検・評価を行い、本計画を策定しました。



【参考】

鶴田町果樹産地協議会規約

(名称)

第1条 この会は、鶴田町果樹産地協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、町果樹農業の発展・振興及び果樹産地としての競争力強化を目的として設置し、業務の適正な運営及び会計処理の適正な実施を図る。

(区域)

第3条 協議会の区域は、鶴田町管内とする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事項及び事業を行う。

- (1) 果樹産地構造改革計画の策定・変更に関すること
- (2) 果樹産地構造改革計画の進捗状況の点検・評価等に関すること
- (3) 果樹産地構造改革計画の実現に必要な各種事業に関すること
- (4) その他本協議会の目的達成のために必要なこと

(会員)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 鶴田町産業課長
- (2) つがるにしきた農業協同組合鶴翔支店長
- (3) 鶴田地区りんご支会連絡協議会長
- (4) つがるにしきた農協鶴翔地区りんご共同防除連絡協議会長
- (5) 鶴田町わい化栽培技術研究会長
- (6) 津軽ぶどう協会長
- (7) 鶴田町農業委員会長
- (8) 株式会社津軽りんご市場
- (9) 鶴田町おうとう栽培研究会長
- (10) 鶴田町農事振興会連合会長
- (11) 鶴田町桃栽培組合長
- (12) 西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室長
- (13) 西北地域県民局地域農林水産部りんご農産課長
- (14) 公益社団法人あおもり農林業支援センター（青森県農地中間管理機構）

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 2 名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員を選任及び任期等)

第7条 会長は、鶴田町産業課長の職にある者とし、副会長は、会長が指名する。

2 監事は、会員の中からの推薦により選任し、総会において承認する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、後任が選出されるまでその責務を行う。補欠選任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務等)

第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会の事業を統括し、総会の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(3) 監事は、協議会の業務執行、会計、財産管理の状況を監査する。

(4) 役員会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。

(事務局及び職務等)

第9条 協議会の事務処理を行うため、鶴田町産業課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。事務局長は会長が任命し、会長の命を受けて会務に従事する。

3 事務局長は、事業の企画及び運営等の取りまとめのほか、会長の管理の下に出納事務を行う。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 会費は、総会に諮り、必要に応じて徴収する。

(2) 補助金、負担金、寄付、その他の費用を受け入れることができる。

(口座の開設)

第11条 前条に関する口座は、つがるにしきた農業協同組合に開設するものとする。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務及び会計責任者)

第13条 事務及び会計の責任者は、会長とする。

(財産及び補助金の管理)

第14条 協議会の財産及び国から交付を受けた補助金については、会長が適切に管理するものとする。

(総会)

第15条 総会は通常総会及び臨時総会とし、次に定めるとおりとする。

- (1) 総会の構成は、会員をもって構成する。
- (2) 通常総会は、年1回開催する。
- (3) 総会は、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の決議事項)

第16条 総会の決議を要する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定、改正、廃止、協議会の解散に関する事
- (2) 協議会の予算、決算等の会計、財産管理に関する事
- (3) 果樹産地構造改革計画の策定、変更に関する事
- (4) 役員の選出
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(総会の成立及び決議方法)

第17条 総会は会員の2分の1以上の出席で成立する。

2 総会の決議は、出席した会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委任)

第18条 協議会は第4条の事業の実施に当たり、必要に応じて補助金事務の一部を構成員である、つがるにしきた農業協同組合に委託することができる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

本規約は、平成21年12月28日より実施する。

この規約の施行に伴い、鶴田町果樹産地協議会設置要領は廃止する。

附 則(平成22年4月27日)

本規約は、平成22年4月27日より実施する。

附 則(平成24年4月9日)

本規約は、平成24年4月9日より実施する。

附 則(平成28年3月18日)

本規約は、平成28年3月18日より実施する。

附 則(平成29年3月10日)

本規約は、平成29年3月10日より実施する。

附 則（平成３０年３月２７日）

本規約は、平成３０年３月２７日より実施する。

附 則（平成３１年３月２７日）

本規約は、平成３１年３月２７日より実施する。

附 則（令和３年３月１７日）

本規約は、令和３年３月１７日より実施する。



Ⅱ 産地の範囲

鶴田町の全域を産地の範囲とします。(下図参照)



Ⅲ 対象農家

鶴田町に在住する果樹生産農家全戸を対象とします。



Ⅳ 進捗状況の確認

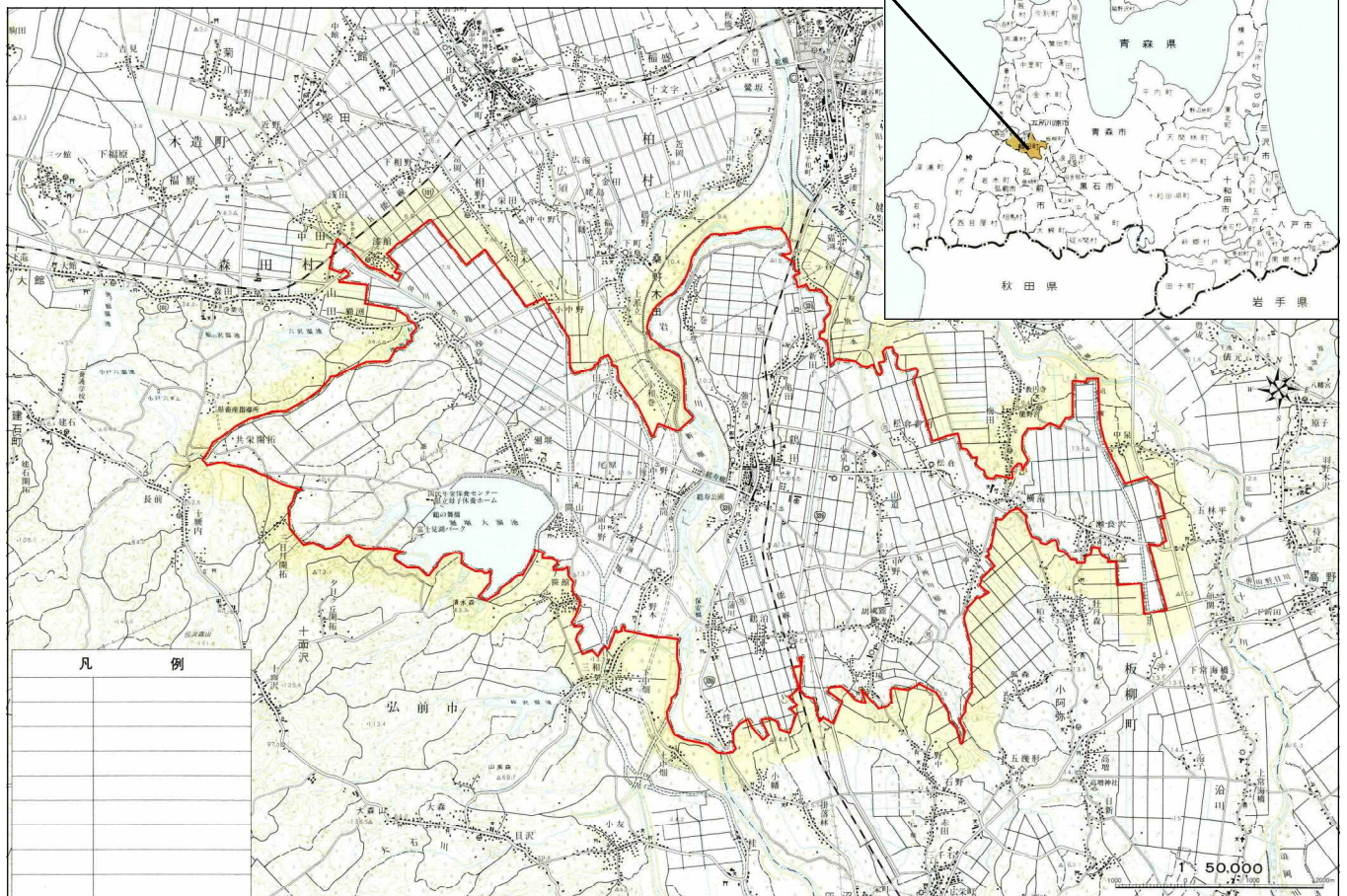
計画開始から3年後に、鶴田町産業課が果樹流通関係者と協力しながら進捗状況について確認し、その結果について当協議会に報告します。

なお、計画の見直し等は3年後の進捗確認に関わらず適宜、協議会を開催し見直し案を諮るものとします。



青森県鶴田町

位置図



目標達成するための具体的戦略



I 果樹生産者について

1 果樹生産農家の現状

地区の果樹経営面積の平均はりんごが0.76ha、ぶどうが0.53ha、おうとうが0.27ha、ももが0.07haで、複合経営農家も増えてきています。

また、りんご農家1,316戸のうち86%が果樹栽培面積1.5ha未満となっています。

令和3年3月現在

面積階層	りんご		ぶどう		おうとう		もも	
	戸数	面積(ha)	戸数	面積(ha)	戸数	面積(ha)	戸数	面積(ha)
0.3ha未満	457	77.29	72	12.62	18	2.60	3	0.20
0.3～0.5ha未満	164	65.81	39	17.35	0	0.00	0	0.00
0.5～1.0ha未満	347	253.13	64	47.88	5	3.51	0	0.00
1.0～1.5ha未満	169	206.87	12	16.12	0	0.00	0	0.00
1.5～2.0ha未満	95	165.34	5	6.85	0	0.00	0	0.00
2.0～2.5ha未満	51	114.07	1	2.00	0	0.00	0	0.00
2.5～3.0ha未満	14	37.8	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3.0～4.0ha未満	13	44.95	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4.0～5.0ha未満	3	12.75	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5.0～7.5ha未満	3	16.85	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7.5ha以上	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計	1,316	994.86	193	102.82	23	6.11	3	0.20
平 均	0.76ha		0.53ha		0.27ha		0.07ha	

農地基本台帳調べ

2 担い手の明確化と育成・確保の将来方向

<担い手の考え方及び目標>

当地区における果樹経営面積の平均は0.76haとなっており、中小規模農家が大半を占めています。このため、当地区における担い手の考え方は以下のいずれかに該当する者とし、令和7年までに570戸を育成します。

さらに、産地の維持のためには新規就農者の育成・確保が不可欠であるため、各関係機関と連携し、経営力を高める支援や、産地として整枝・剪定等の管理作業が比較的簡単な省力樹形の導入を推進することで、新規就農者の確実な定着へと導きます。

- ①認定農業者
- ②本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者（ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上とする。）
- ③本人又は後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、果樹経営面積0.7ha以上の者
- ④認定新規就農者

	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
担い手農家	550戸	560戸	570戸
うち認定農業者	285戸	295戸	305戸

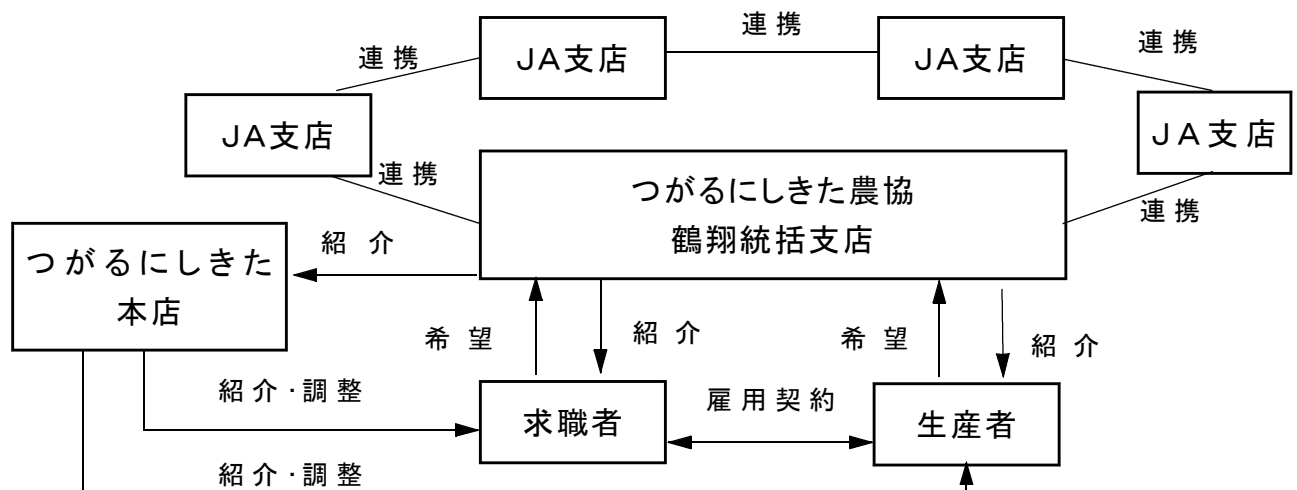
3 補助労働力の育成・確保

<1 具体的取り組み>

つがるにしきた農協鶴翔統括支店では、生産者から作業員の求人があった場合、つがるにしきた農作業従事者無料職業紹介所（つがるにしきた本店）と連携し、農家の補助労働力不足の解消に努めています。

<2 目 標>

複数市町にまたがり広域運営している、つがるにしきた農協の利点を生かし、他産地と連携をしながら労働力を確保し、有袋栽培や放任園の解消、規模拡大時の労働力不足を補っていきます。



Ⅱ 農 地



1 農地利用計画

当産地では、大雨等による水害の多い岩木川河川敷に約60haのりんご園があります。今後、このうち10ha程度の廃園が見込まれ、水害のない内陸部への移行を推進します。また、そのほかの園地は、りんご栽培に適していることから、今後も維持します。

なお、このような維持する園地でも、担い手不足により放任園の発生に繋がると産地協議会が判断した場合は廃園にし、また当産地では将来の農地利用を担う経営体の人・農地プランの実質化により明確となっているため、意欲ある担い手に対して農業委員会・農地中間管理機構と連携することで園地集積や規模拡大を推進します。

さらに、優良品目・品種の植栽、省力化のための基盤が整備された農地の開発を推進することで、農地の円滑な経営継承を目指します。

① 担い手の園地面積の目標

	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
担い手への新たな集積面積	1.7ha	4ha	8ha
規模拡大農家数	8戸	8戸	16戸

② 維持する農地、廃園する農地の明確化

	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
維持する園地	995ha	990ha	985ha
廃園する園地	— ha	3ha	3ha

2 生産基盤整備

りんごは一部では老齢樹が多いため生産性の低下、防災施設の未整備による災害リスクがある園地が見られます。

老齢樹や障害樹等の低位生産園については、改植を進め、りんご園の若返りや省力樹形・機械作業体系等の導入による労働生産性の抜本的向上、それに伴う省力・低コスト化を図ります。

また、気象災害に強い園地づくりを目指し、防風網等の整備を進めるほか、作業環境を改善し生産性向上を図るため、園内道整備、傾斜の緩和、土壌土層改良に加え、用水・かん水施設整備などを積極的に推進します。

ぶどう、おうとう、ももの導入に当たっては、高品質生産に欠かせない排水対策に万全を期していきます。

	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
防風網	12,368m	12,418m	12,468m
防霜ファン	5.3ha	6.8ha	8.3ha
わい化栽培面積	200ha	215ha	230ha

※わい化率はりんご栽培面積のおよそ23%を目指します。



Ⅲ 生産目標

1 生産量及び品種別目標

現在の生産量を維持していくため、園地の若返りを図りながら消費者・実需者ニーズに沿った品種や作業効率を向上させる品種構成に更新します。

生産を振興する品目、品種は、以下のとおりです。

(1) りんご

- ① 優良品種への更新
- ② 黄色系品種を含めたバランスよい品種構成
- ③ ふじの有袋・無袋比率の維持
- ④ 観光農園による地域活性化
- ⑤ 省力樹形の推進・拡大



	現状 (R2)			中間 (R5)			目標 (R7)		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
つがる	126	2,268	361	125	2,275	362	124	2,282	363
きおう	7	126	15	7	127	16	7	129	16
ふじ	508	9,144	2,158	504	9,173	2,165	500	9,200	2,171
王林	131	2,358	373	131	2,384	377	131	2,410	381
ジョナゴールド	121	2,178	412	121	2,202	416	121	2,226	421
早生ふじ系	25	450	55	25	455	56	25	460	56
陸奥	18	324	102	18	328	103	17	313	98
紅玉	8	144	23	8	146	24	8	147	24
トキ	11	198	56	11	200	56	12	221	62
シナゴールド	7	126	36	7	127	36	8	147	42
シナスイート	6	108	30	6	109	31	6	110	31
北斗	4	72	9	4	73	9	4	74	9
その他	23	414	51	23	419	51	22	405	49
合計	995	17,910	3,681	990	18,018	3,702	985	18,124	3,723

※「早生ふじ系」および「その他」品種の詳細は別に定める。

【有袋・無袋栽培の比率目標】

年 次	ふ じ	
	有 袋	無 袋
令和2年	30%	70%
令和7年	30%	70%

(2)ぶどう

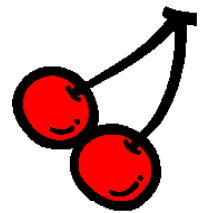


- ① 生産量日本一のスチューベンのさらなる拡大
- ② 栽培技術の高位平準化による果実品質の向上
- ③ 大粒系品種の導入推進
- ④ G I 取得による「冬ぶどう・つるたスチューベン」の一層のブランド化
- ⑤ 観光農園による地域活性化

品 種	現 状 (R2)			中 間 (R5)			目 標 (R7)		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
スチューベン	100.2	1,082	411	101	1,212	485	102	1,275	510
シャインマスカット	1.7	22	35	2.3	30	48	2.7	35	56
そ の 他	0.9	10	3	0.9	13	4	0.9	13	4
合 計	102.8	1,114	449	104.2	1,255	537	105.6	1,323	570

※「その他」品種の詳細は別に定める。

(3)おうとう



- ① 雨よけハウス活用での高品質安定生産の推進
- ② 良食味、新品種の導入・拡大
- ③ 観光農園による地域活性化

品 種	現 状 (R2)			中 間 (R5)			目 標 (R7)		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
佐藤錦	3.0	18	32	3.0	18	32	3.0	18	32
紅秀峰	0.3	2	3	0.3	2	3	0.3	2	3
南陽	0.2	1	2	0.2	1	2	0.2	1	2
ジュノハート	0.1	1	3	0.3	2	10	0.4	2	13
そ の 他	2.5	15	27	2.5	15	27	2.5	15	27
合 計	6.1	37	67	6.3	38	74	6.4	38	77

※「その他」品種の詳細は別に定める。



(4)も も

- ① 管理技術の高位平準化による高品質安定生産の推進
- ② 良食味品種の導入・拡大



品 種	現 状 (R2)			中 間 (R5)			目 標 (R7)		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
川中島白桃	0.1	2	1	0.2	4	1	0.3	5	2
あかつき	0.1	2	1	0.2	4	1	0.2	4	1
その他	0	0	0	0.2	4	1	0.2	4	1
合計	0.2	4	2	0.6	12	3	0.7	13	4

※「その他」品種の詳細は別に定める。

(5)ネクタリン

- ① 管理技術の高位平準化による高品質安定生産の推進
- ② 良食味品種の導入・拡大

品 種	現 状 (R2)			中 間 (R5)			目 標 (R7)		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
スイートピーナス	0.2	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	0.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	0.2	0.0	0.0	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4	0.2

※「その他」品種の詳細は別に定める。

(6)ブルーベリー

- ① 管理技術の高位平準化による高品質安定生産の推進
- ② 良食味品種の導入・拡大



品 種	現 状 (R2)			中 間 (R5)			目 標 (R7)		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
ノースランド	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
デューク	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
スパータン	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ブルーレイ	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ブルークロップ	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	0.1	0.1	0.1	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

※「その他」品種の詳細は別に定める。

2 生産対策

(1) 安心・安全で環境に配慮した果樹生産への取り組み

平成18年5月に食品衛生法が改正され、ポジティブリスト制度が施行されたことから、生産履歴の記帳を徹底するとともに、食品に問題が生じた時にどの段階で問題があったのかを明らかにできるためにも、トレーサビリティの取組を推進します。

また、農薬散布する際、隣接する他作物へのドリフトを防ぐため、防薬ネットの整備を進めます。

併せて、つがるにしきた農協鶴翔地区りんご共同防除連絡協議会等の生産者団体が中心になり、スピードスプレーヤの実技講習・研修会を開催する等、防除技術の向上を図ります。

また、爆音機、防鳥機の使用については、早朝・深夜の使用を控え、特に住宅地に近い園地では音量や間隔を必要最小限とし、周辺住民生活へ配慮します。

<防薬ネットの整備目標>

	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
防薬ネット	50m	100m	150m

環境に配慮した農業の実践に向け、エコファーマー認定を推進します。

品 目	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
りんご	4人	7人	10人
ぶどう	0人	3人	5人
おうとう	1人	3人	5人
もも	0人	1人	5人
ネクタリン	0人	0人	1人
ブルーベリー	0人	0人	1人

剪定枝等については、自然環境の保全と有機資源の活用という観点から、チップパーの活用、堆肥や樹冠下マルチへの利用など、有効活用に努めます。

(2) りんごの適正着果の推進

消費者から高い評価が得られる高品質りんごを継続して生産するためには、品種ごとに適正な着果量を確保していく必要があります。

生産者に適正着果のもたらす効果について理解と指導の徹底を図るために、現地検討会や園地巡回、広報誌などで適正着果量の確保を呼びかけます。



(3)選果データの活用による高品質りんご生産

J Aの内部品質センサー付きりんご選果機の活用により、生産者ごとの内部障害果の発生状況、糖度、酸度、蜜入れ具合のデータを基に、高品質りんご生産に向けた生産指導を行います。



(4)放任園対策

関係機関が連携して、放任園の把握に努め、放任園が発見された場合は、産地協議会が中心になり、適切な処理対策の指導及び支援を行います。



(5)自然災害・鳥獣被害リスクへの対応

近年、豪雪や台風、集中豪雨など、これまでの経験からは予測しがたい異常気象による自然災害が頻発に発生し、農業経営に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

りんごおよびぶどうについては、経営の安定化を図るため、平成17年度から始まった樹体共済を含めて、鶴田町果樹共済加入促進協議会と連携し、自然災害等の不測の事態に備えた果樹共済・収入保険の積極的な加入を推進し、加入率の向上を図ります。

また、当町ではアライグマによる農作物の被害が依然として発生しており、農家の経営意欲が大きく減退することが考えられます。

鶴田町アライグマ防除実施計画や関係団体との協議・連携で被害の低減化及び生息地域の拡大を阻止します。

(6)労働生産性の向上

果樹生産者の減少や高齢化の急速な進行、担い手や補助労働力の不足が深刻化していることから、労働生産性向上への対応が必要となっています。

省力樹形栽培（高密植低樹高栽培、超高密植栽培等）など新技術を取り入れた改植や、リモコン・自動式の除草機、ドローンを活用した薬剤散布等、スマート農業技術を取り入れることによる生産性向上に向けて検討していきます。

また、傾斜の緩和、農道や園内作業道の設置、かん水施設及び排水路の整備等の基盤整備を実施することで作業効率の上昇を目指します。

さらに、平坦で作業性がよい水田を活用しての転作を、経営転換のインセンティブ付与等で推進を図ることで、新植による果樹栽培面積の確保や労働生産性向上につなげます。

一方で、資材価格が依然として高騰していることから、土壌診断に基づく施肥の適正化に取り組み、低コスト化を推進します。

(7)生産資材の安定確保

省力樹形栽培の導入が今後多く見込まれる中で、慣行樹形よりも多くの苗木が必要となる省力樹形は、必要となる苗木をいかに確保していくかが重要となってきます。

JA・苗木業者・生産者が連携しての共同生産・それに伴う生産技術の向上を目指しながら、国の補助事業等の活用を検討するなどして苗木の安定確保を目指します。

(8) 今後導入すべき新技術

機械作業体系・省力樹形を導入したモデル産地の育成や、軽量化が図られるアシストスーツ・自動収穫機の導入など、スマート農業技術の普及を目指します。

(9) 加工・業務用果実の安定生産

生食用に向かないりんごをはじめとする加工用・業務用果実の安定供給は、業者の経営安定のみならず、出荷する生産者の所得向上にも貢献しています。カットりんごやシードル生産などが増えてきている中で、低コスト・省力化栽培の生産方法や加工適性の高い品種の導入推進等で、原料の安定確保を図ります。



IV 流通販売戦略

消費者・実需者ニーズは、食の安全・安心はもちろんのこと、品質・食味を重視したものとなっています。

また、単身世帯や共働き世帯の増加により食の外部化・簡便化といったニーズが増加するなど、食生活の多様化が進展してきています。

取引においては県内外の青果市場への出荷を主体に、量販店や生協等との直接取引、インターネットを活用した直接販売、農協等が運営する産地直売所での販売に加え、近年では海外への輸出も増加し、様々な取組が行われています。

このため、当産地の特性を生かして、外観、食味、新鮮さを全面に打ち出し、販路拡大を図ります。

1 販売ルートの確保

(1) 流通体制の整備

安定的でニーズに応じた販売を目指していくため、J A・市場・産地協議会との協調を図りながら、計画的な収穫・出荷を推進し、新たな集出荷体制の整備を図ります。

スチューベンぶどうは、郵便局と連携し、ゆうパックでの販売も展開して販路拡大を目指します。

(2) 量販店バイヤーへの積極的売り込み

近年、郊外型大手スーパーが、当町及び近隣市町村に進出していることから、生産者やJ Aの代表者が中心になり、大手スーパーに売り込みを図っていきます。

大手量販店と連携したフェア、バイヤーの産地訪問・個別商談の機会等を利用して、果実の安定的販売を推進します。

(3) 6次産業化の推進

観光農園の取り組みを強化して町外から観光客を呼び寄せ、自ら収穫するという付加価値を付けて販売することで、他産地との差別化を図ります。

また、農家レストランや加工品販売等、関係機関と連携し、6次産業化の推進を図ります。



(4) 産地直売

新鮮な果実を手ごろな価格で販売できるという産地ならではの強みを生かし、消費者へ直接販売できる機会を増やします。

また、産地直売の核となる施設である、道の駅「鶴の里あるじゃ」の品揃えを充実させ、観光客が購入しやすい環境を整えます。

(5) 流通合理化の推進

流通コスト低減を図るため、県内産地間の連携により新たな集出荷体制や輸送方式の導入検討で、取引情報と流通の合理化を目指します。

また、実需者ニーズに的確に対応した安定供給体制の確保や、出荷規格の見直し等で流通の効率化に努めます。

(6) ブランド化の推進

りんごは、つがるにしきた農協が導入した氷温冷蔵庫を活用した差別化やブランドの確立を図ります。そして、塾度調査結果とカラーチャート、選果データのフィードバックによる個別指導を徹底し、高品質生産を目指します。

当町産のスチューベンについては「つるたスチューベン日本一推進協議会」が主体となって、GIを取得した「冬ぶどう・つるたスチューベン」のさらなるブランド化を目指し、全国へPRを行っていきます。協議会の構成団体と鶴田町が連携し、東京、名古屋、大阪の3大都市圏に赴いて試食宣伝活動、町長がトップセールスを行い、販路拡大を目指すなど、様々な取組を進めていきます。



△GIを取得したつるたスチューベン



△東京でのトップセールス

2 輸出戦略

りんごは、台湾を中心にアジア地域への輸出量が伸びていることから、当産地でもつがるにしきた農協が導入した高性能選果機を活用し、輸出拡大を図ります。

スチューベンについては、輸出の取組事例や販売状況（弘果をはじめとする市場の輸出事業の状況、県の輸出拡大戦略における取組状況など）について、生産者団体等を通じて生産者に情報提供を行い、輸出に向けた生産意欲の向上と気運の醸成を図ります。

労働生産性の向上と生産基盤を強化しながら、輸出先国・地域ごとのニーズに対応できる生産・出荷体制の整備を図ります。



△つがるにしきた農協の高性能選果機

3 加工品の開発・振興

生果で販売できないものは、ジュースやジャムなどへの加工に加え、ジュースの搾汁残渣（搾りかす）等は堆肥に活用するなど、農産加工施設の有効活用で再利用を図ります。

また、スチューベンジュースの製造搾汁残渣中の種子を対象としたシードオイルの回収とそれを原料とした新商品の開発等、果実の加工品としての新たな可能性を探り、地域振興を図ります。



△スチューベン大福

4 消費者・実需者ニーズを的確に捉えた販売チャネルへの対応

消費者・実需者ニーズを的確に把握し、「売れる」果実や加工品を生産、販売していくことが重要であるため、販売の現場に足を運んで消費動向の調査を行う等、消費者が求めるものを供給するための取組を推進します。

5 販売目標

さまざまな生産対策や販売ルートを確保することなどにより、りんごの販売額29億8,000万円、ぶどう4億7,000万円、おうとう4,300万円、その他果実106万円、果実全体で35億円を目指します。

<りんご>

販売金額	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
農協取扱い	145,468千円	152,741千円	160,378千円
市場取扱い	2,556,786千円	2,684,625千円	2,818,857千円
農協直売所	2,079千円	2,183千円	2,292千円
合 計	2,704,333千円	2,839,550千円	2,981,527千円

<ぶどう>

販売金額	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
農協取扱い	74,568千円	82,025千円	94,329千円
市場取扱い	280,023千円	308,025千円	354,229千円
農協直売所	1,584千円	1,632千円	1,876千円
通販など	21,500千円	23,650千円	27,198千円
合 計	377,675千円	415,332千円	477,631千円

<おうとう>

販売金額	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
市場取扱い	4,854千円	5,097千円	5,453千円
農協直売所	544千円	571千円	611千円
産地直売	33,440千円	35,112千円	37,570千円
合 計	38,838千円	40,780千円	43,634千円

<もも>

販売金額	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
農協取扱い	664千円	684千円	718千円
市場取扱い	20千円	21千円	22千円
農協直売所	99千円	102千円	107千円
合 計	783千円	806千円	847千円

<ネクタリン>

販売金額	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
市場取扱い	0千円	0千円	16千円
農協直売所	10千円	10千円	16千円
合 計	10千円	10千円	32千円

<ブルーベリー>

販売金額	現状(R2)	中間(R5)	目標(R7)
産地直売	0千円	千円	21千円
農協直売所	150千円	155千円	162千円
合 計	150千円	155千円	183千円

R7果実目標

35億円

V 地産地消の推進



鶴田町では、正しい食習慣と健康増進を図るため、平成16年4月に「鶴田町朝ごはん条例」を制定し、「朝ごはん運動」を展開しています。

運動の基本方針は、

- (1) ごはんを中心とした食生活の改善
- (2) 早寝、早起き運動の推進
- (3) 安全及び安心な農産物の供給
- (4) 鶴田町において生産された農産物の当該地域内における消費の推進
- (5) 食育推進の強化
- (6) 米文化の継承



△地元産品を使って実施した農家レストラン

となっていて、りんご等の果実についても、食生活の改善を図るために、「毎日1個のりんごを食べる」ことをガイドラインに定めています。

今後は、

- (1) 学校給食への地元産りんごの提供（10月以降）
- (2) つるたまつり等の町内各種イベントでの紹介・販売

などへの取り組みを強化し、果実の消費拡大・地産地消をさらに推進していきます。



△鶴田町みどりの会による学校給食へのりんご提供





(桜づつみ公園)

鶴田町果樹産地協議会事務局

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1

鶴田町産業課内

0173-22-2111

